

《 射水市ゆとりライフ互助会共済給付金 》

共済給付事業（令和 7 年度時点）

※請求期間…慶弔事由発生から3年間有効です（毎月15日締切）。

共済事由		共済金額(円)	必要な添付書類	
①死亡 後遺障害	会員本人 ★疾病を原因として死亡した場合に限る	65歳未満 50,000 65歳以上 25,000	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書(写) ・受取人と会員との関係を証明する書類 例) 戸籍謄本(写) 喪主の場合は葬式会葬礼状・新聞の訃報記事でも可 ・その他、全労済が提出を求める書類 (交通事故証明書など) 	
	不慮の事故による死亡	50,000		
	疾病による重度障害	等級表による	<ul style="list-style-type: none"> ・後遺障害診断書 (他の保険会社／共済団体の所定書式を含む) ・不慮の事故の証明書(交通事故証明書など) 	
	不慮の事故による後遺障害			
②死亡弔慰金	配偶者	20,000	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者との続柄および死亡が確認できる書類 例) 戸籍謄本(写) ※死亡の記載があるもの 喪主の場合は葬式会葬礼状・新聞の訃報記事でも可 	
	子(会員の子及び子の配偶者等)	10,000		
	親(会員及び配偶者の実父母等)	10,000		
	住宅災害による同居親族の死亡	10,000		
③傷病休業	14日以上の上の休業	10,000	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主の休業証明書または診断書(写) 	
④住宅災害 (対象者が現に 居住する建物)	火災等	最大 100,000	<ul style="list-style-type: none"> ・業者修理見積書・請求書 ・その他、全労済が提出を求める書類 	
	自然災害	最大 30,000		
⑤その他慶事	結婚	10,000	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本(写) 	
	子供の出生	10,000	<ul style="list-style-type: none"> ・会員との続柄が確認できる書類 例) ・住民票(写) ・健康保険証(写) ・母子手帳の出生届出済証明(写) 	
	子供の就学 (小学校・中学校入学時)	10,000	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ※誕生日が過ぎたらご請求ください 	
	還暦祝 (満60歳)	10,000	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ※誕生日が過ぎたらご請求ください 	
	結婚 記念祝	銀婚祝・25周年	5,000	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本(写)
		金婚祝・50周年	10,000	
	勤続祝金	勤続10年	8,000	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主の勤続証明書 <p>※支払事由の確定日は該当する勤続期間の応当日の前日となります。 (例：2013年4月1日就職で勤続10年の場合、 事由確定日は2023年3月31日)</p>
		勤続15年	10,000	
		勤続20年	10,000	
		勤続25年	10,000	
勤続30年		10,000		
勤続35年		10,000		
勤続40年	10,000			

健康管理事業（令和 7 年度時点）

請求事由		助成額	必要な添付書類
健康管理事業	インフルエンザ予防接種助成 (会員本人のみ)	1,000	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の領収証(写) (インフルエンザ予防接種と明記されているもの) ・人間ドック受診の領収証(写) (人間ドックを受診したことが明記されているもの)
	人間ドック受診助成 (会員本人のみ)	3,000	

※健康管理事業は令和7年度からの試行実施事業です。そのため、利用状況や予算の執行状況に応じて、内容の変更や受付終了となる場合がございます。最新の情報は、ホームページにてご確認をお願いいたします。

※各請求書は、ゆとりライフ互助会のHPからダウンロードできます。